



平成 30 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 朝日放送グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 沖 中 進
(コード番号 9 4 0 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 総 務 局 長 岡 村 清 司
TEL 0 6 - 6 4 5 8 - 5 3 2 1

譲渡制限付株式報酬制度の導入および取締役の報酬額の変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月8日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月21日開催予定の第91回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（業務執行取締役に限ります。以下「対象役員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象役員に対して支給される金銭報酬債権の報酬の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額8千万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年15万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間（但し、退職時に解除）としております。各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、

対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 取締役の金銭による報酬額の改定

本制度に係る対象役員の報酬額を上記の通り年8千万円以内にする事および本株主総会において当社は監査等委員会設置会社に移行することについてご承認いただく予定であることに伴い、現行の取締役の金銭による報酬額について、従前承認いただいている年額5億8千万円以内から、監査等委員でない取締役について年額5億円以内に変更することも、併せて本株主総会に付議することを予定しています。

（ご参考）当社の子会社の取締役への付与

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の子会社の取締役（業務執行取締役に限ります。）に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上